

インターンシップにかかる経費を支援します！

～中小企業の皆様が負担する交通費、宿泊費を助成～

関西府県及び隣接県（鳥取県、岡山県、徳島県）以外に在住する大学生等を対象にインターンシップ実施時の旅費（公共交通機関を利用した場合に限る）を支給する中小企業に支給額の半額を助成します。

対象企業

兵庫県内に本社又は主たる事業所（実質的な本社）を置く中小企業（※）

助成要件

- ①兵庫県が実施するインターンシップ事業を通じてインターンシップを行うこと
- ②インターンシップ参加者の旅費を負担すること

対象者

関西府県及び隣接県（鳥取県、岡山県、徳島県）以外に在住する大学生等

助成額

中小企業が負担した旅費の1/2以内（100円未満切り捨て）

（注1）対象者1人あたり6万5千円が上限です（交通費4万5千円+宿泊費2万円まで）

（注2）1,000円未満（支給額が2,000円に満たない場合）は対象外です

（注3）対象者1人につき、1回限りの助成です

（注4）申請書は旅費を支給した日から2カ月以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出してください

HPアドレス （申請様式はこちら）

兵庫県ホームページ「兵庫県インターンシップ事業について」(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/h29/internship-system.html>) ※その他詳細はこちらをご覧ください

申請・問い合わせ先

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
Tel 078-362-9181 Fax 078-362-3392
e-mail rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県インターンシップ システム

<https://hyogo-internship.jp>

（※）①中小企業基本法に定める者（例えば、「製造業その他」については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）
②従業員の数が100人以下の社会福祉法人、医療法人